

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、市議会の承認を求める。

令和2年5月15日提出

三次市長 福岡誠志

専決処分第 3 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，三次市都市計画税条例の一部を改正する条例について，次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市都市計画税条例の一部を改正する条例

三次市都市計画税条例（平成 16 年三次市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 349 条の 3 第 10 項から第 12 項まで，第 22 項から第 24 項まで，第 26 項，第 28 項から第 31 項まで，第 33 項又は第 34 項」を「第 349 条の 3 第 9 項から第 11 項まで，第 21 項から第 23 項まで，第 25 項，第 27 項から第 30 項まで，第 32 項又は第 33 項」に改める。

附則第 2 項を削る。

附則第 3 項の見出し中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め，同項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に，「2 分の 1」を「， 2 分の 1」に改め，同項を附則第 2 項とする。

附則第 4 項の見出し中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め，同項中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 39 項」に，「3

分の2」を「，3分の2」に改め，同項を附則第3項とし，同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は，3分の2とする。

附則第6項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め，同項中「平成32年度」を「令和2年度」に，「第19項」を「第18項」に，「又は法」を「又は」に改める。

附則第7項から第10項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に，「第19項」を「第18項」に，「又は法」を「又は」に改める。

附則第11項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第12項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め，同項中「平成32年度」を「令和2年度」に，「第19項」を「第18項」に，「又は法」を「又は」に改める。

附則第16項中「，第19項，第21項から第25項まで，第27項，第28項，第32項，第36項，第40項，第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで，第24項，第25項，第29項，第33項，第37項から第39項まで，第42項から第44項まで，第47項若しくは第48項」に，「第34項」を「第33項」に，「第34項又は法」を「第33項又は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き，この条例による改正後の三次市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は，令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和元年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改

正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「，第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。